

諮問日：令和5年10月2日（令和5年度（情）諮問第31号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（情）答申第46号）

件名：名古屋地方裁判所における入庁検査に関する全ての公文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

入庁検査に関する全ての公文書の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和5年7月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の文書（以下「本件苦情対象文書」という。）のうち、不開示とした部分で内線番号を除く情報は開示されるべきである。

不開示とされた情報のうち、検査機の性能、警備員の配置場所、人数、鍵の場所を示す情報は、不開示情報に含まれるが、入庁者への対応、所持品検査、身体検査、持込禁止物等に関する情報は、開示されるべきである。これらを不開示とすることは、比例原則に反し、また、裁判所への入庁を制約する不利益処分をするには、その基準を公にすることが求められる。本件で開示された入庁検査実施要領のうち、不開示とされた第1の3の「来庁者への対応」、同6の「持込禁止物」及び検査に応じない者への対応、入庁禁止処分の基準を示すものは、人民に不利益を加える点で開示義務を負う。「警備員の業務概要」等

も、裁判所からの処分権委託の範囲で開示義務を負う。本件苦情対象文書の別紙3、4、7も不開示としなければならない具体的理由は処分書に記載されていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件苦情申出は、本件苦情対象文書につき、内線番号を除く不開示とした部分の情報（以下「本件苦情部分」という。）が、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当しないと主張するものである。
- 2 本件苦情部分には、入庁時の所持品検査のための警備員の配置及び業務内容、所持品検査除外者に関する事項、持込禁止物の取扱い等が記載されているところ、これらの記載が公になると、悪意のある者により入庁検査の妨害等を企てられるなどして裁判所構内に危険物が持ち込まれることが可能となりかねず、その結果、入庁検査の目的が達せられずに裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性があり、庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当する。
- 3 なお、苦情申出人は、裁判所への入庁を制限する基準や警備員の業務概要等について裁判所が開示義務を負うなどと主張するが、本件苦情部分を不開示とした理由は上記のとおりであり、その他に苦情申出人が縷々述べる事情は、いずれも上記結論を左右しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年2月16日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件苦情対象文書は、名古屋地方裁判所における入庁検査の実施要領を定めた文書であり、本件苦情部分には、同裁判所の利用者の入庁時の所持品検査のための警備員の配置及び業務内容、所持品検査除外者に関する事項並びに持込禁止物の取扱い等が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らして検討すれば、本件苦情部分が公になると、悪意のある者により入庁検査の妨害等が企てられるなどして裁判所構内に危険物が持ち込まれることが可能となりかねず、その結果、入庁検査の目的が達せられずに裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるといえ、適正な庁舎管理事務及び警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、本件苦情部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件苦情部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 令和4年8月22日付け名古屋地方裁判所長通知「「入庁検査実施要領」について」
- 2 令和2年12月24日付け名古屋地方裁判所長通知「「入庁検査実施要領」について」
- 3 平成30年6月25日付け名古屋地方裁判所長通知「「入庁検査実施要領」について」
- 4 令和4年4月1日付け契約書写し
- 5 令和2年4月1日付け契約書写し
- 6 入庁時所持品検査等業務における警備員名簿（令和4年4月1日現在）の提出について
- 7 入庁時所持品検査等業務における警備員名簿の変更について（令和4年10月17日起案）
- 8 入庁時所持品検査等業務における警備員名簿の変更について（令和5年1月11日起案）
- 9 令和5年1月吉日付け文書